

# 加盟に関する規定

平成23年3月22日下線部変更

## 1. 加盟校

- (1) 日本高等学校野球連盟並びに都道府県高等学校野球連盟主催の各種大会及び国民体育大会に参加できる学校は都道府県高等学校野球連盟に加盟したものに限る。
- (2) 大会に参加するチームはその学校の代表であることを要する。

## 2. 分校の取り扱い（昭和31年施行）

遠隔地または交通不便等の理由で本校と同一チームとして行動できない分校は、日本高等学校野球連盟の承認を得ればそれぞれ単独で加盟することが出来る。承認された分校は、当該都道府県高等学校野球連盟に単独加盟することを要する。

## 3. 定時制の取り扱い

全日制と定時制が同一学校であれば合同チームとして大会に参加できる。また全日制と定時制がそれぞれ単独に加盟することもできる。なお一旦合同チームまたは単独チームとして加盟した学校は年度途中に加盟の変更はできない。

## 4. 通信制高等学校野球部の取り扱い（昭和45年5月25日施行）

通信制高等学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

- (1) 当該都道府県高等学校野球連盟がその学校が加盟したのちも十分な指導、監督の責任が持てるものに限る。
- (2) その学校は一都道府県内に在住する生徒を対象とし、学校を代表する一つの野球部として活動しているものに限る。
- (3) その学校の野球部は学校長が指導者としてふさわしいと認めた野球部長、監督の責任の下に活動しているものに限る。
- (4) 高校野球は教育の一環として行っている建前から、その目的達成及び指導者が選手、部員を掌握、指導するためにはシーズン中全員が集まって週2回以上活動出来るものに限る。  
ただしこれ以外に一チームが各集団に分かれて各々に練習を行う場合、各集団毎に責任者が指導に当たることとする。

## 5. 単位制高等学校の取り扱い

現在活動の実態が十分把握できていないので加盟申請があった時点で日本高等学校野球連盟において慎重に検討する。

6. 高等専門学校野球部の取り扱い（昭和38年1月施行、昭和40年5月24日改正）

(1) 高等専門学校の希望があれば、特例として第3学年までの生徒で組織するその野球部が都道府県高等学校野球連盟に加入することを認める。ただし、日本高等学校野球連盟において開催する諸大会に出場できるものは、日本高等学校野球連盟の大会参加者資格規定に適合するものに限る。

(2) 都道府県高等学校野球連盟に加入したその野球部の選手、部員は高等専門学校の大会には出場できない。

ただし、3年生の選手、部員に限り本連盟の部員登録を抹消したものについては全国高等専門学校野球大会に出場することができる。

7. 特別支援学校野球部の取り扱い（昭和46年5月25日施行、同49年8月8日改正）

特別支援学校野球部の加盟については、当該都道府県高等学校野球連盟で全日制高等学校と同様の承認手続きを行う。

8. 外国人学校野球部の取り扱い〔特別措置〕（平成4年2月20日施行）

学校教育法第134条で認められた各種学校のうち、日本国内に居住する外国人を専ら対象とする学校について、都道府県高等学校野球連盟で当該校の教育課程ならびに部活動状況を調査し、日本高等学校野球連盟が審査、承認したものは都道府県高等学校野球連盟に加盟することができる。

9. 中等教育学校の取り扱い（平成11年3月24日決定、同4月施行）

学校教育法第7章（高等学校）に規定された中等教育学校について、同校生徒のうち、いわゆる高校生に相当する後期生徒の大会参加を認める。ただし、日本高等学校野球連盟が定めた大会参加者資格規定に適合するものに限る。